

広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第18号 損害賠償請求事件

原告 高野邦夫 (コウノクニオ)

被告 福永孝

## 準備書面(2)

原告既提出準備書面(1)を補充する趣旨で本準備書面(2)を提出します。

令和5年10月20日作成 上記原告 <sup>こうのくに</sup> 高野邦夫

広島地方裁判所三次支部 御 中

## 記

## 第一. 序 論

1. 以下においては原告を「私」、被告福永孝弁護士を被告、訴外津田廣雄を廣雄と、訴外広島県を単に県と略称し、庄原簡易裁判所平成29年(ハ)第14号を別訴1、同年(ハ)第8号を別訴2という。また当時の庄原区検察庁の検察官であった牛尾昌伸を牛尾副検事という。その他の用語については、随時補充します。

## 第二. 請求の原因について

1. 別訴1は、西山明判事と福永孝が構成した狂言裁判だった疑いがある。なお牛尾副検事は、この狂言裁判に加担した共謀共同正犯者という他ない。この共謀の手口(手段・方法)は、処分通知書(甲第6号証)の日付「12」を「後入れ偽造(記入)」した事である。
2. 送致番号簿(甲第3号証)が偽造だと主張するのは、あくまでも1の「結果」なのである。

## 第三. 再訴禁止(別訴1の既判力)について

1. 別訴1は、庄原警察署が「廣雄の傷害罪の検察官送致の有無」を判断したものである。
2. しかしながら本訴は、別訴1自体を被告が、西山判事・牛尾副検事と共謀して捏造したもので、共同不法行為(民法第719条)を構成すると解される。したがって別訴1の既判力は本訴には及ばない(蒸し返しなどでは断じてない)。
3. そして連帯債務者に対する履行の請求(民法第436条)の規定に基づき、連帯債務者の一人である被告に履行の請求を行ったのが本訴である。

## ★民法

## \*第90条 (公序良俗)

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

## \*第94条 (虚偽表示)

相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

2前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

4.なお別訴1の実体は、民法第90条1項(公序良俗)、民法第94条1項(虚偽表示)に照らし合わせて絶対無効と解される。無効=0は何度加減乗除しても0なのである。

**\*第719条 (共同不法行為者の責任)**

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

2行為者を教唆した者及び幫ほう助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

**\*第436条 (連帯債務者に対する履行の請求)**

債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

**第四.その他**

被告の答弁書に対する反論を急ぎ作成した準備書面で、整理が不完全である点をお詫びすると共に、なお必要な点は準備書面(3)等に譲ることにします。

以上原告 こうのくに 高野邦夫 お